

京都市告示第205号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例第20条第4項の規定に基づき、特定建築主が京都市であるものは、同条第1項に規定する手数料を免除します。

平成19年9月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

（都市計画局都市景観部景観政策課）